

※税制優遇措置を受けるためには確定申告が必要です。

豊田市社会福祉協議会への寄付にご協力をいただいた個人の皆さまへ ～税制優遇のご案内～

1 所得税

本会は、「税額控除対象法人」の証明を受けているので、「所得控除」または「税額控除」のどちらかを選択することができます。

※所得控除と税額控除のどちらが有利かは、寄付金の額と課税所得の関係によって決まります。

【所得控除】 確定申告必要書類：「領収書」

$$\text{減税額（目安）} = (\text{寄付金額} - 2 \text{ 千円}) \times \text{所得税の税率}$$

【税額控除】 確定申告必要書類：「領収書」 + 「税額控除に係る証明書」

$$\text{減税額（目安）} = (\text{寄付金額} - 2 \text{ 千円}) \times 40\%$$

注) 寄付金控除の合計額は、総所得金額等の40%相当額が限度です。

(例) 年収500万円（課税所得240万円）の個人から1万円の寄付があった場合

●所得控除

所得税の税率 = 10%

$$(1 \text{ 万円} - 2 \text{ 千円}) \times 10\% = \underline{800 \text{ 円}} \quad \text{減税額の目安}$$

●税額控除

$$(1 \text{ 万円} - 2 \text{ 千円}) \times 40\% = \underline{3,200 \text{ 円}} \quad \text{減税額の目安}$$

2 住民税

豊田市にお住まいの方は、個人住民税の税額控除が受けられます。他市にお住まいの方は、市町村の条例に定めがある場合に控除されます。

【市民税税額控除額】

$$= \{ \text{寄付金額（年間所得の30\%を限度とする額）} - 2 \text{ 千円} \} \times 6\%$$

【県民税税額控除額】

$$= \{ \text{寄付金額（年間所得の30\%を限度とする額）} - 2 \text{ 千円} \} \times 4\%$$

～お問い合わせ～

社会福祉法人豊田市社会福祉協議会 総務課 電話 (0565) - 34-1131
税制優遇措置の詳細は税務署までお尋ねください。